

令和5年第2回府中町議会臨時会

会 議 録 (第1号)

1. 開 会 年 月 日 令和5年5月16日(火)

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和5年5月16日(火)

4. 出席議員(18名)

議長	梶川三樹夫君	副議長	二見伸吾君
1番	川上翔一郎君	2番	宮本彰君
3番	西山優君	4番	狩野雄二君
5番	坂田栄一君	6番	田中伸武君
7番	山口晃司君	10番	西友幸君
11番	寺尾光司君	12番	力山彰君
13番	三宅健治君	14番	齋藤昇君
15番	益田芳子君	16番	橋井肇君
17番	児玉利典君	18番	木田圭司君

5. 欠席議員(0名)

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長報告  
報告第2号 予算の繰越しの報告について(下水道事業会計)
- 4 報告第3号 専決処分の承認について
- 5 報告第4号 専決処分の承認について
- 6 第26号議案 令和5年度府中町一般会計補正予算(第2号)

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	佐藤信治君
教 育	長	新田憲章君
総務企画部	長	増田康洋君
財 務 部	長	胡子幸穂君
福祉保健部	長	山西仁子君
町民生活部	長	森本雅生君
建設部	長	井上貴文君
消 防	長	新宅和彦君
教 育 部	長	榎並隆浩君
危機管理監		屋敷学君
財務部次長兼財政課長		中本孝弘君
総 務 課	長	宮脇理恵君
税 務 課	長	藤田正明君
福祉課	長	箱田進一君
子育て支援課	長	塩月久美子君
健康推進課	長	平岡直美君
下水道課	長	岡村紀行君
環境課主幹		梶山睦生君

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 午前 9時30分)

○議長(梶川三樹夫君) 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和5年第2回府中町議会臨時議会を開会いたします。

(開議 午前 9時30分)

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進め

てまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、11番寺尾議員、12番力山議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 日程第2、会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議ないようでございますので、本臨時会の会期は、本日1日のみと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 次に、日程第3、町長報告を行います。

報告第2号、予算の繰越しの報告について(下水道事業会計)をお願いします。

町長。

○町長(佐藤信治君) 皆様おはようございます。

それでは、報告第2号 令和5年5月16日提出。

予算の繰越しの報告について(下水道事業会計)

令和4年度府中町下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について報告があったので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は財務部長が行います。よろしく願いします。

○議長(梶川三樹夫君) 補足説明。

財務部長。

○財務部長(胡子幸穂君) おはようございます。財務部長です。

報告第2号、予算の繰越しの報告について(下水道事業会計)を補足して説明しま

す。

それでは、裏面を御覧ください。

令和4年度下水道事業会計予算繰越計算書、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額です。

款、資本的支出、項、建設改良費、管路建設改良費は、翌年度繰越額1億2,531万6,000円です。内容は2件の工事です。

1件目。関連公共下水道504-5築造工事（山田五丁目地区）は、工事に必要なアスファルト切削機械の確保に時間を要したことから、年度内での工事の完了が見込めず、繰越しを行ったものです。繰越額は1,800万円です。令和5年5月中に工事完了見込みです。

2件目。茂陰1号幹線改築工事は、令和5年3月議会で補正予算の議決をいただいたもので、国の交付金の採択の見込みが立ったため、令和5年度分の事業を前倒しして予算化したものです。年度内に工事の完了が見込めないため、繰越しを行いました。繰越額は1億731万6,000円です。

続いて、ポンプ場建設改良費は、翌年度繰越額627万円です。府中ポンプ場沈砂池・主ポンプ設備シーケンサ盤更新工事において、世界的な半導体不足の影響で部品の調達に遅れが生じたため、年度内での工事の完了が見込めず、繰越しを行ったものです。工事完了見込みは令和5年6月末です。

続いて、流域下水道建設負担金は、翌年度繰越額934万5,000円です。広島県が施行する東部浄化センターの設備更新工事等について繰越しが発生したため、当町の建設負担金についても繰越しを行ったものです。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番、寺尾です。

ポンプ場建設改良費の府中ポンプ場のシーケンサの工事が、部品の調達の遅れが生じて繰り越したということで、完了見込みが今年の6月末と聞きましたが、梅雨の時期に入っているのです、その間、完了までどういう体制をとっておられるかについて御説明ください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

下水道課長。

○下水道課長（岡村紀行君） 下水道課長です。

シーケンサというものは遠隔操作する装置で、分かりやすくいえば、テレビのリモコンが壊れていてそれを交換する工事のようなものなので、遠隔操作でなく、直接操作をすることによって対応できることになっております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番、狩野です。

資料の一番下の東部浄化センターの繰越しとなったためということですが、これはやはり理由としては、上段にある半導体不足が影響しての繰越しとなったのかが一点と、もう一点は、完了予定は今年度には完了するという理解でよろしいでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

下水道課長。

○下水道課長（岡村紀行君） 下水道課長です。

ポンプ場更新工事機械工事、ポンプ等高圧受電装置更新工事、汚水ポンプ更新工事二つ（電気と機械）など様々な工事が遅れております。また、流入管補強工事等なども遅れているので、半導体不足だけの理由ではないかと思えます。なお、今年度中には終わる予定と聞いております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかに。

宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 2番、宮本です。

この不用額の5,186万5,644円。これは国庫に返すんですかね。それとも、ほかに流用するのか教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

下水道課長。

○下水道課長（岡村紀行君） 下水道課長です。

この5,000万円は国に返すものではございません。あくまでも町不用額として、町に返るといようなイメージでございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

宮本議員。

○2番（宮本 彰君） ほかに何か使う用途のものがあれば教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 下水道課長。

○下水道課長（岡村紀行君） 下水道課長です。

流用というよりも、これは令和4年度会計で不用となったものですので、使うことはございません。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） では、ほかにないようでございますので、本件についての報告を終わります。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第4、報告第3号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第3号 令和5年5月16日提出。

専決処分の承認について。

令和5年度府中町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年4月20日に次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います、よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

報告第3号、専決処分の承認についてを補足して説明します。

令和5年度府中町一般会計補正予算（第1号）について、4月20日付で専決処分を行いました。内容は二つの事業です。

1件目は、低所得の子育て世帯に対する児童一人当たり5万円の生活支援特別給付金に係る経費。2件目は、新型コロナウイルスワクチンの令和5年春に開始される接種分に係る経費です。いずれも、給付金の支給やワクチンの接種を早急に行う必要があるため、緊急に予算措置を講じる必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により、4月20日に専決処分を行ったものです。

では、それぞれの事業について詳しく御説明します。

まず、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業についてです。

3月22日に首相官邸で開催された物価賃金生活総合対策本部の会合において、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金として、児童扶養手当受給者等に対し、児童一人当たり5万円を支給することが決定されました。その後、4月10日付のこども家庭庁からの正式通知において、児童扶養手当受給者に係る給付金の支給については、可能な限り令和5年5月末までに支給することが求められました。このため、令和5年度の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業について補正予算第1号に計上し、4月20日に専決処分を行いました。

同じく、3月22日の物価賃金生活総合対策本部の会合で決定された住民税非課税世帯等に対する一世帯当たり3万円の給付については、補正予算第2号に計上し、議案として上程しているところです。

次に新型コロナウイルスワクチン接種事業についてです。

4月の常任委員会町長報告でも御説明しましたが、令和5年度春開始の新型コロナウイルスワクチンの接種は重症化を減らすことを目的としており、接種対象者は初回接種を完了し、最終接種日から3か月以上経過した人であり、65歳以上の人、基礎疾患を有する人、その他重症化リスクが高いと医師が認める人、及び重症化リスクが高い人が集まる場所においてサービスを提供する医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者等となっております。

新型コロナウイルスワクチン接種事業費については、令和4年度からの繰越分もあり、4月中のコールセンターの運営経費等については、その繰越分の予算から執行してお

ります。さらに、5月、6月に必要となるワクチン接種委託料、5月以降のコールセンター運営経費などについて4月中に契約事務等を行う必要があるため、そのための事業費を補正予算第1号に計上し、専決処分を行いました。

なお、6月以降に必要な経費については、6月定例会に補正予算として追加計上をする予定です。

それでは、専決処分の内容です。

令和5年度府中町一般会計補正予算（第1号）です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,612万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ193億192万6,000円とするものです。

続いて、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。5ページをお願いします。

歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金は、1,345万2,000円の増額補正です。衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の特定財源で、ワクチン接種そのものに充てられる負担金です。負担率は10分の10です。

項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は、5,128万8,000円の増額補正です。低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金として、児童一人当たり5万円の給付に係る給付費と事務費の補助金で、民生費、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業及び職員給与費事業児童措置費の特定財源です。補助率は10分の10です。

目 衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、1,138万2,000円の増額補正です。コロナワクチン接種の事務費に対する特定財源で、補助率は10分の10です。

6ページから、歳出です。

款 民生費、項 児童福祉費、目 児童措置費、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、5,081万6,000円の増額補正です。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給するための経費です。支給対象は、低所得のひとり親世帯として、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている者、公的年金給付等を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない者及び家計急変

により児童扶養手当を受給している者と同じ水準の収入の者となります。

また、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯として、令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象であった者、18歳未満の児童等を養育している者で、収入が急変し住民税非課税相当の収入となった者が挙げられます。このうち、ひとり親世帯で、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けているもの及びひとり親以外の世帯で、令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象であったものについては、申請なしのいわゆるプッシュ型で、可能な限り5月末に支給することとされています。

当町では、5月26日の支給を予定しています。支給額は、対象児童一人につき5万円です。対象児童数は、令和4年度の前回の給付金の給付実績を参考に、ひとり親世帯分500人分、ひとり親以外の世帯分500人分、計1,000人分の5,000万円を、子育て世帯生活支援特別給付金として計上しています。その他、事業実施に必要な事務経費と職員の時間外手当分として、職員給与費事業（児童措置費）を計上しています。国庫補助金が全額充当されます。

7ページです。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、2,483万4,000円の増額補正です。5月、6月に必要となるワクチン接種の委託料や、コールセンター委託料等を計上しています。ワクチン接種の委託料は各種予防接種委託料として計上していますが、個別接種800人分と集団接種5,000人分を見込んで1,372万1,000円を計上しており、その他、実施に必要な事務費も合わせて計上をしています。全額国費が充当されます。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は歳入と歳出を一括で行います。

質疑ございますか。

7番山口議員。

○7番（山口晃司君） 7番、山口です。

新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業なんですが、予防接種、集団接種をする場所を教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 健康推進課長。

○健康推進課長（平岡直美君） 健康推進課長です。

集団接種の場所ですが、今現在も行っております、福寿館1か所となります。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 7番山口議員。

○7番（山口晃司君） 7番、山口です。

福寿館で5,000人分ということなんですけど、福寿館って駐車場が少ないじゃないですか。大丈夫そうですか。

○議長（梶川三樹夫君） 健康推進課長。

○健康推進課長（平岡直美君） 健康推進課長です。

確かに駐車場の数はあまりありませんが、警備員を2名つけ、福寿館の駐車場と隣のふれあい福祉センターの駐車場等を活用し、今のところトラブルなく接種を行っております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 一つは子育て世帯の支援の給付金ですが、プッシュ型というのは、本当のプッシュ型ですか、即対象者への口座に振り込むわけですか。それとも、一応対象者のところへどうですかという通知をしてから振り込むんですか、プッシュの具体的な内容を教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（塩月久美子君） 子育て支援課長です。

5月12日金曜日に、対象者の方へ通知をお送りさせていただきました。対象となる方には、何も手続をされなくても直接口座に振込をするよう準備をしております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 6番田中議員。

○6番（田中伸武君） だから、通知して、もらうかどうかの答えを待つまでもなくも振り込むという、本当のプッシュということですか。

○議長（梶川三樹夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（塩月久美子君） 子育て支援課長です。

通知にはいつ振り込みますということを明記しているんですけども、受け取りを辞退される方もいらっしゃると思いますので、辞退をされる方につきましては5月23日までに回答をくださいとしています。それ以外の方につきましては、口座に直接振り込みをさせていただきます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかに。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番、寺尾です。

子育て支援世帯の生活給付金の関係ですが、今回専決処分されたのは、プッシュ型に係る部分の1,000人分というふうにお伺いしたんですが、それ以外、生活急変の方々に対する給付というのはどういうスケジュールで、あと予算化はどうするのか、想定人数はどの程度見込んでいるかというのを教えていただきたい。

それとコロナの関係ですが、今回繰越しも使うんですが、それ以外の5月、6月分というような説明だったと思うんですが、この春の接種の規模というのは、どの程度を見込んでるかというのを教えていただきたいと思います。というのが、先ほども質問があったんですけど、イオンでの集団接種を止めているということなんで、規模的にはどこまで見ているのかということと、現在もう予約を始めていると思うんですけど、予約の状況ですね。そこまで皆さんどうなのかと思って、要は皆さんの希望というか、予約が切迫してすぐ取れない状況なのかどうかというのを教えていただきたいというのが一点と、あと秋の接種というのがホームページに出ていたんですけど、秋の接種の状況が分かれば、今後どういうふうになっていくか分かれば教えていただきたい。

○議長（梶川三樹夫君） 健康推進課長。

○健康推進課長（平岡直美君） 健康推進課長です。

今始めております春開始接種につきましては、対象者は、1万2,500人に通知を送付しております。現在、福寿館で行っております集団接種につきましては、予約が4月末頃から始まりましたが、4月中は予約状況としては少なかったんですが、ゴールデンウィーク後の5月中につきましてはおおむね予約枠が埋まってきております。

秋開始の接種につきましては、今の予約状況等を見まして、集団接種の日数、回数等を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（塩月久美子君） 子育て支援課長です。

家計が急変された方で、令和4年度にこの特別給付金が支給された方については、5月12日付で通知を送らせていただいて、プッシュ型で口座に振り込みをするんですけども、それ以外で家計が急変された方につきましては、6月以降に申請をしていただき、令和5年度の住民税課税状況で判断させていただいて、該当する方には口座にお振り込みをするという形になっております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） ワクチン接種のほうの事務費というか、システム改修料です。

これも一応質しておきますが、コールセンター等委託料、それからシステム改修委託料、これは870万円と100万円、いつもながら高いなと思うんですけども、これは随意契約ですか。それともコンペですか。あるいは、これまでの事業の延長ですか。お尋ねします。

○議長（梶川三樹夫君） 健康推進課長。

○健康推進課長（平岡直美君） 健康推進課長です。

コールセンター等委託料及び予防接種台帳システム改修委託料につきましては、随意契約で契約を行っております。対象、委託先につきましては今までの経験があるというところで、昨年度と同様の業者を委託先としております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 委託業者を教えてください。

近畿日本ツーリストの事件なんかもありましたけども、近畿日本ツーリストには頼んでないですよ。それから、システム委託料のほうは、やっぱり富士通ということですよ。よろしいんですか。教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 健康推進課長。

○健康推進課長（平岡直美君） 健康推進課長です。

委託先は、コールセンターの事業につきましては、株式会社パソナです。昨年度と同様の会社になります。

予防接種台帳システム改修委託料につきましては、富士通ジャパン株式会社と契約をしております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければお諮りします。

本案は承認したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することと決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 報告第4号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第4号 令和5年5月16日提出。

専決処分の承認について。

府中町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告をし、議会の承認を求める。

府中町長 佐藤信治

補足説明は財務部長が行います。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

報告第4号、専決処分の承認についてを補足して説明します。

この専決処分による条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されるのに伴い、3つの税条例の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、町長の専決処分により改正し、同条第3項により議会に報告し、承認を求めるものです。

それでは、報告第4号、参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、府中町税条例、府中町都市計画税条例及び府中町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。町民税関係、固定資産税関係、軽自動車税関係、国民健康保険税関係及び都市計画税関係の5点があります。

まず、(1)町民税関係です。

ア、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例を、令和9年度まで延長します。

イ、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例を令和8年度まで延長します。

次に、(2)固定資産税関係です。

ア、大規模な修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の特例について新設し、特例割合を参酌基準である3分の1とします。

イ、上記アで特例を受けようとする納税義務者がすべき申告に係る手続等について規定します。

ウ、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例を令和6年度まで延長します。

次に、(3)軽自動車税関係です。

軽自動車税の種別割のグリーン化特例を、令和7年度または令和8年度まで延長します。

次に、(5)から(7)は国民健康保険税関係です。

(5)後期高齢者支援金等課税額(支援金分)の課税限度額を現行の20万円から22万円に引き上げます。

(6)5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等一人

につき加算する金額を、現行の28万5,000円から29万円に引き上げます。

(7) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等一人につき加算する金額を、現行の52万円から53万5,000円に引き上げるものです。

(4)、(8)及び(9)は、各税目共通して地方税の法改正に伴い、規定の整備を行います。

(3)、施行期日は令和5年4月1日です。ただし、2の(2)は令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、(3)は令和5年度以後の年度分の軽自動車税種別割について適用し、(5)から(8)までは令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、(9)は令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用します。

4、専決処分年月日は令和5年3月31日です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 固定資産税関係ということで、地方税法で新設された大規模修繕などが行われたマンションに対する固定資産税の特例について、特例割合を3分の1とすると明記されているんですが、この地方税法で新設されたのはいつか。もう少し詳しい説明をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

税務課長。

○税務課長（藤田正明君） 税務課長です。齋藤議員の質問についてお答えします。

大規模修繕等を行ったマンションの特例につきましてですが、こちらの対象は建築後20年以上経過したマンションになりまして、大規模修繕工事を過去に1回以上適切に実施しているもの、また県知事の認定を受けた管理計画認定をされたマンションのうち、県からの指導等により、修繕積立金額の引き上げを行ったマンションというものが対象になります。

こちらについては、現在広島県内に認定されたマンションはございません。全国で

といいますと、47棟が認定されているという状況になっております。

説明は以上になります。

○議長（梶川三樹夫君） 14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） うちのマンションは平成3年の物件ですから、これ20年以上は当然経過してると。それで、去年、2回目の大型修繕をさせていただいたということでここはクリアしてるんですが、管理代は引き上げてないといった場合に、もしそういう特例措置を受けるのにはどういった手順、どういった方法があるかというのを具体的に教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

税務課長。

○税務課長（藤田正明君） 税務課長です。

県からの指導等により、修繕積立金額の引き上げをという項目もありますので、それをしていただくというのと、この認定自体が県のほうで策定されるものですから、詳しくは、また後程説明させていただければと思います。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。ちょっと補足して申し上げます。

マンションの管理計画認定制度というものがございまして、その管理計画の認定を、県がするというので、詳しい申請方法であるとか、認定の条件なんか結構厳しいものであるという感じを受けるんですけども、広島県のホームページに詳しく載っておりますので、そちらを御参照いただければ分かりやすいのではないかと思います。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番、寺尾です。

国民健康保険税の関係ですが、後期高齢者支援金等の課税限度額を20万円から22万円ということで、2万円の引き上げが行われております。引き上げた分で中低層の所得層の保険税の負担を下げるという趣旨なんで、実際は令和5年度の保険税率というのは条例で決めていますので、引き上げても、その効果というのは次年度以降

になるというふうに思うんですが、もう少し早い段階で分かれば、その部分を含めた税率案というのができたのかなと思いますが、質問としては、この22万円になることの該当者が何人ぐらいおられるかということと、実際に2万円引き上げることで、どのくらいの税額が増えるのかを教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 税務課長。

○税務課長（藤田正明君） 税務課長です。

課税限度額の引き上げですが、102万円から104万円に引き上げることで、該当者は77世帯、影響額は約161万円の増額ということになります。今回引き上げたものにつきましては、医療費増に対し被保険者の所得が十分に伸びない状況の中で、保険料率だけで対応すると負担が重くなる世帯があるということで、全体の中で保険料改正をしたということになります。

説明は以上になります。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 今の項目でいう（5）のところの対象者の数ということなんですか。6、7も合わせて、大体何世帯、何人ぐらいが幾らぐらいの影響なのか。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

税務課長。

○税務課長（藤田正明君） 税務課長です。

6と7ですけれども、5割軽減、2割軽減の対象となる世帯につきまして、5割軽減に該当される方は26世帯、2割軽減に該当する方は19世帯で、影響は、137万円の減額ということになっております。

説明は以上になります。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければお諮りします。

本案は承認したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することと決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 日程第6、第26号議案、令和5年度府中町一般会計補正予算(第2号)を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第26号議案、令和5年5月16日提出。

令和5年度府中町一般会計補正予算(第2号)。

令和5年度府中町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,149万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194億6,342万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。

○議長(梶川三樹夫君) 補足説明。

財務部長。

○財務部長(胡子幸穂君) 財務部長です。

第26号議案、令和5年度府中町一般会計補正予算(第2号)について、補足して説明します。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5ページをお願いします。

歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨

時交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、歳出・民生費に補正計上している住民税非課税世帯等支援給付金給付事業の特定財源で、1億5,594万1,000円の増額補正です。補助率は10分の10です。なお、名称が長いので、これ以降コロナ交付金と省略させていただきます。

このコロナ交付金については、増額・強化として、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の追加が、今年3月国において決定されました。これは、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を増額するとともに、低所得世帯への支援のための低所得世帯支援枠を措置されたものです。本補正予算では、この内の低所得世帯支援枠分を計上しています。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算に必要な一般財源を措置するもので、555万5,000円の増額補正です。

6ページから、歳入です。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、住民税非課税世帯等支援給付金給付事業は、1億5,594万1,000円の増額補正です。歳入で説明しました、コロナ交付金を増額・強化した電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金のうちの低所得世帯支援枠を活用し、物価高騰が続く中での生活・暮らしの支援として、住民税非課税世帯等に1世帯当たり3万円を支給するものです。

対象者は、令和5年度の住民税非課税世帯及び、家計が急変し非課税世帯と同様の状態になった世帯で、4,700世帯を見込んでいます。4,700世帯分、1億4,100万円の支援給付金と必要な事務費を補正計上しています。

対象世帯のうちの住民税非課税世帯には、6月上旬に申請書等を町から送付します。順次申請を受け付け、6月末までに最初の給付金の支給ができるよう準備を進めていく予定です。

7ページです。

款 衛生費、項 清掃費、目 塵芥処理費、清掃車両維持管理事業は、555万5,000円の増額補正です。環境センターの業務用備品として、フォークリフト1台を更新するものです。

環境センターで現在使用中のフォークリフト5台のうちの1台について、経年による劣化が進行しており、劣化部分を溶接補強するなどして使用を継続していましたが、劣化程度の進行などを考慮し、危険回避のため、買い替えすることとします。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は歳出から行います。

まず、6ページと7ページの歳出で質疑ございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） これも一応質したいんですが、住民税非課税世帯の給付金事業のシステム構築委託料470万円、この住民税非課税世帯への様々な給付金というのは、これまでここ2年いろいろやってきて、システムも大分慣れとるんじゃないかと素人考えにはいつも思いながら、やっぱりかかるなと思うわけですが、これもまた随意契約で富士通に頼むということによろしいんですか。

それから運營業務委託料、800万円。これも通知書の発送等にかかるのか。これも随意契約なのか、コンペなのか、教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。

このたびの住民税非課税世帯の支給の給付については、事務を迅速にさせていただきたいと考えておまして、給付金の構築等の委託業者及び給付金の運営事務業者については、速やかな契約ができるよう随意契約等を検討させていただいて、業務を進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番、寺尾です。

価格高騰の重点支援の地方創生交付金ということで、今回国の資料によると、低所得世帯支援枠というのと、もう一つ推奨事業メニュー枠という、二つの対象事業があるということで、今回は低所得世帯支援枠が補正されるということですが、もう一つのほうのメニューが、どういう検討状況かというのが分かれば教えていただきたい。

国の資料によると、生活者支援と事業者支援にそういう交付金が充当して、地方でいろいろ知恵を絞ってやってくださいというようなことになっていると思うんですが、検討状況と、推奨事業メニューの町に対する金額が幾らで算定されているかというのを教えてください。お願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

財務部次長。

○財務部次長兼財政課長（中本孝弘君） 財政課長兼職次長です。

今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、説明にもあったとおり、この補正で上げているのは、あくまでも低所得支援事業枠を利用したものとなっているんですけども、もう一つ議員さんも指摘されたように、推奨事業枠というものが今回同時に示されております。

府中町に今回示された配分額が、合計で2億3,623万7,000円。これが、推奨事業メニュー分と低所得支援事業分との合計として示されたものであります。推奨事業メニュー分については、6月の定例会で補正計上させていただく予定で今のところ検討を進めているところなんですけども、事業内容については、各市町の動向ですとか、各担当課でどういった支援ができるのかを今集約しているところですので、ちょっとこの場でお答えするのは難しいんですけども、まだ確定ではないんですが、前年もやったとおり、高齢者とか福祉施設に対する支援ですとか、保育施設の支援ですとかを今検討しているところですよ。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番、狩野です。

フォークリフトの更新ということについて、ちょっと質問させていただきます。5台のうち1台を更新ということで、いろいろ溶接とかをして、手直しをしながら行ったけど限界で更新ということですが、安全第一なので更新をするというのは妥当な考えだと思います。

ただ、こういうのは通常、定期的に計画的に更新とかがあっていうのはないんですかね。ギリギリまで使って、もう限界なんで更新っていうやり方であればですね、事故が起こるっていうことも考えられるわけですよ。やはりそういう定期的に更新とか、そ

ういう考えはお持ちでないのかをお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（梶川三樹夫君） 関連質問。

12番力山議員。

○12番（力山 彰君） 12番、力山です。

今、狩野議員が言われたように、定期的に更新してればいいと思うんですが、今最初の説明を聞きますと、補修、補修としてきたんだけど、もうこれ以上補修が効かんということで、急遽今回上げてこられたわけですね。本来なら3月議会で計画的に狩野議員の言うようにやるべきなんです、そうではなかったと。もうちょっと待つてやという形で、要求があったものの駄目になった、更新しないといけないといながら蹴られとったのかどうか。

それと、今回こういったことが起こったというと、あと4台あるんですね。それらも同様に何かあるんじゃないかという懸念があります。安全に関わることなんで、そういったものがあるのかないのか、合わせてお願ひします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

環境課主幹。

○環境課主幹（梶山睦生君） 環境課主幹です。

ただいまの狩野議員、力山議員の御質問ですが、計画的に更新をすべきではないかということでございますが、フォークリフトは御承知のように環境センターで5台保有しておりまして、前期の実施計画の際に更新の計画方針を立てました。一般的にフォークリフトは実用の耐用年数は15年程度とされております。それを踏まえまして、故障ですとか事故のリスク、コストを考慮しまして、おおむね20年程度を経過したものから順次更新するということで、後期実施計画に計上をしております。

このたびの604号というフォークリフトですが、こちらは昨年度から荷物を運ぶフォークという部分と本体の接合部の劣化が生じまして補修で対応してまいりましたが、これ以上は危険が及ぶという判断をいたしまして、1月に予算は流用措置ということで、契約締結を一旦してまいりました。しかしながら相手方のフォークリフトのエンジンが国内出荷（停止）という不測の事態が生じまして、3月の納期に間に合わないということが起きました。

それ以降、複数の業者と仕様を調整しまして、このたび臨時議会があるということで、補正計上しているということでございます。

もう一点、ほかに同様なフォークリフトがあるのではないかとということでございますが、経過年数で申し上げますと、もう2台ほど現在使用が20年と16年というものがございまして、こちらもちろ実施計画、総合計画に向けて、更新を計画してまいります。安全面につきましても、毎月専門業者による点検をしております。あと運転するものなので、事前事後の点検は徹底しており、安全面につきましても万全を期してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に歳入について質疑を行います。

5ページの歳入について、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければお諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 先ほどの報告第4号の答弁について、訂正があるとのことで、発言を許可します。

税務課長。

○税務課長（藤田正明君） 税務課長です。

先ほど田中議員の質問で答弁をいたしておりましたが、その中で5割軽減の該当が26世帯、2割軽減19世帯と答弁しましたが、正しくは5割軽減が19世帯で、2割軽減が26世帯でした。誠に申し訳ありませんでした。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は終了いたしましたので、これをもちまして令和5年第2回府中町議会臨時会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

（閉会 午前10時33分）